

「安保関連法」 とは何だろう？



海外で戦争すること
にならないだろうか？

横須賀市民九条の会
大津地域

安保関連法は戦争のための法律

安保関連法すなわち「国際平和支援法」と「平和安全法制整備法」とが、2015年9月19日の未明、参議院で採決され成立しました。どちらにも「平和」が付いていますが、政府の『「平和安全法制」の概要』を読むと、憲法9条の解釈を変え、日本が海外で戦争ができるようにするための法整備、即ち戦争法であることが分かります。

安倍政権は、国会にこれらの法案を提出するよりも前の4月27日、アメリカを訪問し18年ぶりとなる新しい「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」に合意しました。この新ガイドラインには、「日米同盟」の現状と将来像が描かれており、憲法9条はおろか安保条約も踏み越えた、本格的な軍事同盟化が明記されています。

安保関連法はこの新ガイドラインに沿った世界戦略を実現するための戦争立法であり、安倍首相は、まだ国会に提出もしていないこの法律の成立を日米首脳会談で約束して来たのです。

中身は他国の戦争支援

「国際平和支援法」は、戦争中の他国軍に、いつでも、どこでも、どこまでも、武器、弾薬、物資、兵隊を運び、戦闘機への給油や、駆けつけ警護を行うための恒久法です。これまでは、「イラク特措法」などの個別法で対応して来ましたが、これからは、国会での審議抜きに、政府の裁量で「後方支援」ができるようになりました。

前線部隊への後方支援は軍事用語では兵站(へいたん)とよばれ、戦略の重要な一部です。支援部隊はいつ攻撃されても不思議ではありません。

しかも、支援活動を行うのはこれまでの「非戦闘地域」から「現に戦闘行為が行われている現場以外」と変わりました。戦闘現場のすぐ隣、いつでも戦闘現場に変わり得る場所です。「そうなった

ら引き上げる」と政府は言いますが、戦場で敵前逃亡のようなことを出来るはずはなく、他国軍と一体化した戦争に発展することは明らかです。

集団的自衛権の行使でどうなる

安保関連法の一つ「武力攻撃事態法」には、日本と密接な関係にある国が攻撃されたら、相手に反撃・戦争をすること(集団的自衛権の行使)が規定されています。防衛問題と言うと、「中国や北朝鮮から攻められたらどうする」ということばかりがすぐ話題になりますが、これは個別の自衛権の枠内で対応できる話です。安保関連法の集団的自衛権行使とは「日本が直接攻撃されていなくても、同盟関係にある国と一緒に戦争すること」です。攻めたらどうなるのでしょうか？

相手国には「先制攻撃を受けた」として反撃に出る大義名分が生じてしまいます。いくら「こちらは必要最小限だよ」と言っても、戦争状態になれば対話は通じません。全国各地にある原発や、横須賀に居る原子力空母が攻撃されたら、日本は放射能汚染で壊滅してしまいます。

この安保関連法は、平和や自衛のための法整備ではありません。災害救助などを含めて、日本の国を守るためにと、純真な期待を抱いて自衛官になった若者を、砂漠やジャングルでの戦争に送り出すことにも繋がります。

安保関連法の施行と発動

2016年3月29日に安保関連法は施行されました。国民的反対運動の再燃を恐れ、発動は先延ばしされていますが、PKOで南スーダンに派遣されている自衛隊に、駆けつけ警護の指示が出るのではないかと危惧されています。そこで「戦死者」が出て、今が「新たな戦前」にならないように、発動前の廃止が望まれます。国会での廃止法案の審議に直ちに入ることを要求しましょう。

日本国憲法第9条

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

考えてみよう！

上記のように憲法9条第2項には「戦力の不保持」が規定されています。世界でも有数の軍事を有する自衛隊は憲法違反だと指摘する人もいます。これについて従来の政府は、次のような説明で国民を「納得」させて来ました。

- ① 憲法に書いてなくても、どこの国も、他国の侵略を撃退する「自衛権」は持って居る。
- ② 自衛のための必要最小限度の実力は合憲である。自衛隊はそのような「実力」であり、憲法が禁じている「戦力」ではない。
- ③ 自衛権とは攻められたときに防衛するものだから、自衛隊は攻撃用の兵器は持てないし、海外派兵もできない。他国の武力行使と一体化し戦争に参加することもしない。集団的自衛権の行使は、第9条を改定しない限りできない。

ところが、安倍政権は従来政府の見解をひるがえし、「閣議決定」により集団的自衛権の行使容認を決め、憲法違反との学者・法曹界の指摘と国民の反対を押し切って、戦争法を成立させました。

安倍首相は、何故堂々と憲法改定を国民に問わずに、憲法違反の戦争法成立の道を選んだのでしょうか？ アメリカの要請にに応じて、一刻も早く、自衛隊を米軍との一体行動に参加させたかったからとは言えないでしょうか？

横須賀市民九条の会はこんな会です

2004年6月、憲法9条「改正」の動きに警鐘を鳴らし、井上ひさし・梅原猛・大江健三郎・奥平康弘・小田実・加藤周一・澤地久枝・鶴見俊輔・三木睦子の9氏による「九条の会」が、改憲阻止のアピールを出し発足しました。

「横須賀市民九条の会」は、このアピールに賛同し、2005年5月29日に発足しました。

会の申し合せ事項

1. 憲法九条を守る輪を拓げる主役は市民です。このことをふまえ、会の名称は「横須賀市民九条の会」とします。
2. 会の目的は平和な世界のために、日本国憲法第九条を守る（国に守らせる）ことです。この一点で手を繋ぎ過半数世論の形成に向け、その輪を拓げます。そして、憲法が保障する平和に生きる権利が暮らしに活かされる横須賀をめざします。
3. 会は、前項の目的に賛同する個人で構成します。会の趣旨に賛同する人は誰でもこの会の会員となることができます。
[4～6項(役員・会議等)は省略]
7. 会の財政は、会員その他からのカンパ、および集会の参加費等によります。

★一緒に九条を守る活動をして頂ける方の参加をお待ちしています。お申込みは、右の用紙に記入して下記の連絡先まで。

横須賀市民九条の会・大津地域 連絡先
横須賀市根岸町 3-15-2-1102 岡本^{あさお}旦夫
Tel / Fax. 046-836-8905



九条の会は全国に7000以上もあります。会や会員が増えることは、憲法9条の改定を許さない大きな力になります。「横須賀市民九条の会」にご参加いただいた方は、下記にご記入の上、左ページの連絡先までお届け下さい。

ふりがな	氏名	住所	電話	Eメール	私の一言
会運営のためカンパをお願いします。(任意)			金額:	〒	
			Fax		